

－ 関東運輸局プレスリリース －

令和6年11月22日

## ～令和6年11月8日に「造船所における労働安全衛生に係る取組み」を主たるテーマに令和6年度中小造船業・船用工業経営技術講習会を開催～

関東運輸局では、令和6年11月8日（金）に「令和6年度中小造船業・船用工業経営技術講習会」を開催しました。本年度は「造船所における労働安全衛生に係る取組み」を主たるテーマとして開催し、このテーマのもと、全国造船安全衛生対策推進本部（全船安）東日本総支部、株式会社横浜工作所より係る取組みと安全対策を行った結果得られた生産性向上などの事例についてご講演いただきました。さらに、国土交通省海事局船舶産業課より造船業・船用工業を取り巻く現在の状況や最新の政策動向について発信しました。

関東運輸局では、管内の中小造船・船用工業関連団体（関東船用工業会・（一社）関東小型船舶工業会・関東船舶電装協議会・他10団体）の会員企業を対象として、経営の安定化対策の一環として、経営の合理化、技術の向上に役立つ知識などを習得するための機会を提供することを目的とし、「中小造船業・船用工業経営技術講習会」を毎年度実施しています。



今年度のテーマとして、「船舶産業における労働安全衛生に係る取組み」に焦点をあてることとしました。

造船業は、元請・下請・孫請の重層構造のもと、同じ場所で違う会社の労働者が混在して作業するケースが多いことから、労働安全衛生法では特定元方事業者（※1）と規定されており、協議組織の設置運営等、混在作業によって生ずる労働災害の防止措置が義務づけられています。

このように、造船業は特定元方事業者として特別な義務が課せられているところではありますが、他の業種とも差別なく施設もしくは設備などの施設管理または労務の管理を地道に行い、常に創意・工夫し、改善を繰り返していくことが労働災害防止の基本と考えています。

当日のプログラム（※2）では、全国造船安全衛生対策推進本部東日本総支部 総支部付専門スタッフ 山田由紀夫 様より労働安全衛生法に基づき事業者に対して課せられる義務をあらためてご説明いただくとともに労働災害防止のための創意・工夫の事例紹介を中心としてご講演いただきました（講演1）。

また、株式会社横浜工作所 代表取締役社長 二宮一也 様より同社の労働災害防止対策をご説明いただくとともに対策を行った結果得られた生産性向上などの事例など紹介していただきました（講演2）。

最後に、国土交通省海事局船舶産業課 丹羽 祥二郎 専門官より造船業・船用工業を取り巻く現在の状況や最新の政策動向について発信しました（講演3）。

本講習会に参加した事業者からは、「過去の労働災害防止ための工夫の事例を具体的に紹介していただき自社の労働安全対策を進めるに当たり大変参考になった」、「経営者として安全に対する考え方を主導するにあたり興味深く、また、感銘を受けた」などの意見が寄せられており、労働安全衛生に係る取組みの推進に資する情報が提供できました。

今後も引き続き、本講習会において様々な情報を発信していきたいと思っております。



**【問い合わせ先】**

国土交通省関東運輸局海事振興部 船舶産業課 担当：白土・橋本

電話：045-211-7223 FAX：045-201-8788

（配布先）神奈川県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ、東京都庁記者クラブ、物流専門紙

※1 「特定元方事業者」：元方事業者（1つの場所で行う事業の一部を請負人に請け負わせている者）のうち、建設業または造船業を行う事業者

※2 本講演会のプログラム

講演1

演題：「元気にただいま！～造船現場を安全な職場に～」

講師：全国造船安全衛生対策推進本部東日本総支部 総支部付専門スタッフ  
山田 由紀夫 様

講演2

演題：「安全対策強化とその産物について（我が社10年の軌跡・・・）」

講師：株式会社横浜工作所 代表取締役社長 二宮 一也 様

講演3

演題：「造船業・船用工業の現況と最近のトピックス」

講師：本省海事局船舶産業課国際業務室 丹羽 祥二郎 専門官